

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月25日

静岡県知事 川勝平太

### 静岡県規則第51号

静岡県建設工事執行規則の一部を改正する規則

静岡県建設工事執行規則（昭和50年静岡県規則第16号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(主任技術者、現場代理人等)</p> <p><b>第22条</b> 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 専任の主任技術者（<u>法第26条第3項</u>の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(3) 専任の監理技術者（<u>法第26条第4項</u>の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 現場代理人、<u>主任技術者又は専任の監理技術者</u>及び専門技術者は、兼ねることができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p><b>第23条</b> 契約担当者は、現場代理人がその職務（<u>主任技術者若しくは専任の監理技術者</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に</p>	<p>(主任技術者、現場代理人等)</p> <p><b>第22条</b> 請負者は、次の各号に掲げるいずれかの者の氏名等を様式第11号による主任技術者等通知書により契約担当者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>監理技術者（法第26条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(3) 専任の主任技術者（<u>法第26条第3項本文</u>の規定により専任の者でなければならない主任技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>(4) <u>監理技術者補佐（法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(5) 専任の監理技術者（<u>法第26条第5項</u>の規定により選任された専任の者でなければならない監理技術者をいう。以下同じ。）</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 現場代理人、<u>監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）</u>及び専門技術者は、<u>これを兼ねること</u>ができる。</p> <p>7 (略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p><b>第23条</b> 契約担当者は、現場代理人がその職務（<u>監理技術者等</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、これらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、請負者に対して、その理由を明示し</p>

対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 契約担当者又は監督員は、主任技術者又は専任の監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 （略）  
（あっせん又は調停）

#### 第58条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは主任技術者若しくは専任の監理技術者、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により契約担当者が決定を行った後又は請負者若しくは契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、契約担当者又は請負者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

#### 様式第3号 （略）

建設工事請負契約書	
（略）	
1～3	（略）
<u>4～6</u>	（略）

た書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 契約担当者又は監督員は、監理技術者等、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者で工事の管理又は施工につき著しく不相当と認められるものがあるときは、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3～5 （略）  
（あっせん又は調停）

#### 第58条 （略）

2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争若しくは監理技術者等、専門技術者、下請負人、労働者その他請負者が工事を施工するために使用している者の工事の管理若しくは施工に関する紛争又は監督員の職務の執行に関する紛争については、第23条第3項の規定により請負者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により契約担当者が決定を行った後又は請負者若しくは契約担当者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項に規定する期間が経過した後でなければ、契約担当者又は請負者は、前項のあっせん又は調停を申請することができない。

#### 様式第3号 （略）

建設工事請負契約書	
（略）	
1～3	（略）
<u>4</u>	<u>工事を施工しない日</u>
	<u>工事を施工しない時間帯</u>
<u>5～7</u>	（略）

(略)

様式第3号の2 (略)

建設工事請負契約書  
(略)  
1～3 (略)  
4～6 (略)  
(略)

様式第4号 (略)

建設工事請書  
(略)  
1～3 (略)  
4・5 (略)  
(略)

様式第11号 (略)

主任技術者等通知書  
1 (略)  
2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担 当 工事 種類	資 格 区 分	
				第7条 第2号	第15条 第2号
(略)					
専任の主任 技術者	(略)				
専任の監理 技術者	(略)				
(略)					
(略)					

(略)

(略)

様式第3号の2 (略)

建設工事請負契約書  
(略)  
1～3 (略)  
4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯  
5～7 (略)  
(略)

様式第4号 (略)

建設工事請書  
(略)  
1～3 (略)  
4 工事を施工しない日  
工事を施工しない時間帯  
5・6 (略)  
(略)

様式第11号 (略)

主任技術者等通知書  
1 (略)  
2 主任技術者等の氏名

区 分	職 名	氏 名	担 当 工事 種類	資 格 区 分	
				第7条 第2号	第15条 第2号
(略)					
専任の主任 技術者	(略)				
監理技術者					イロハ
監理技術者 補佐				イロハ	イロハ
専任の監理 技術者	(略)				
(略)					
(略)					

(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分及び太線で囲まれた部分である。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行前に締結した請負契約に係る建設工事については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県建設工事執行規則の規定及び様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。